



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第 3 9 8 5 号 平成 2 8 年 9 月 3 0 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 1 2	徳島県商品流通調査の目的等を告示する件	統計戦略課
6 1 3	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課 建設業振興指導室

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	徳島県人事行政の運営等の状況	人事課

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
1 2	住民の請求に係る監査の結果公表	
1 3	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第六百十二号

平成二十七年徳島県商品流通調査について、徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第四条第二項の規定により、その目的等を次のとおり告示する。

平成二十八年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査の名称及び目的

1 名称

平成二十七年徳島県商品流通調査

2 目的

この調査は、本県における製造業に属する事業所において生産される商品の地域間における流通状況を明らかにし、平成二十七年徳島県産業連関表の作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内の製造業に属する事業所のうち、知事が選定したもの

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

- (一) 事業所の名称、所在地及び従業者数
- (二) 年間の製造品の生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額
- (三) 年間の製造品の最終消費地域別の出荷内訳
- (四) 年間の製造品の業種別構成比

2 基準となる期日又は期間

平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間における事実について調査する。ただし、この期間での調査が困難な場合においては、この期間に最も近い一年間で調査する。

四 報告を求める者

この調査の対象事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）とする。

五 報告を求めるために用いる方法

知事が申告義務者に郵送する平成二十七年徳島県商品流通調査票によって行う。

六 報告を求める期間

平成二十八年十月三十一日から同年十一月三十日まで

七 その他必要な事項

この調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

徳島県告示第六百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 処分をした年月日

平成二十八年九月十五日

二 被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地

有限会社森永建設

美馬市美馬町字境目一〇七番地

三 被処分者の代表者氏名及び許可番号

代表取締役 森永 一郎

徳島県知事許可（般一三七）第四五七五号

四 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号の規定による許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）

五 処分の原因となった事実

法人の役員が、刑法第二百四条により罰金刑に処せられ、その刑が確定したことにより、建設業法第八条第十一号の規定に該当するに至った。このことが同法第二十九条第一項第二号に該当する。

公 告

県民の皆様には徳島県の人事行政の運営等の状況を知っていただくため、その内容について次のとおりお知らせします。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は県民サービスセンターに備え置いて縦覧に供します。）

平成二十八年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月30日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	岡佑樹
同	井川龍二

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成28年9月21日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	岡佑樹
同	井川龍二

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成28年7月29日に、吉野川市 A から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。本件請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成28年8月5日、受理することとした。

2 請求の要旨

（1）請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が平成27年度に徳島県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙「違法支出金額一覧表」別表1の寺井正邇 徳島県議会議員（以下「寺井議員」という。）の358,144円、同表別表2の大西章英 前徳

島県議会議員（以下「大西議員」という。）の131,381円について各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して徳島県に返還するよう請求することを求める。

（２）措置請求の理由

公金の使途であるから、報告等透明性の確保と説明責任が求められている。

ア 徳島県議会政務活動費の支出根拠等

徳島県議会の平成27年度政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第100条第14項から第16項及びこれに基づき制定された徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号。以下「条例」という。）に基づいて交付された。

イ 使途基準

政務活動費の使途、手続等に関する指針（以下「ガイドライン」という。）による。

（ア）実費弁償の原則

議員が行う政務活動は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することが原則。

（イ）按分支出について

議員が行う活動は政務活動以外に、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、そのためそれぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。

ウ 政務活動費の支出について

（ア）寺井議員

広聴広報費で、2015年10月29日～同年12月3日の間に、10回に分けて年賀ハガキ5,500枚を購入し、286,000円を支出、さらに、同年12月に制作費として27,000円、印刷費として45,144円、合計358,144円を支出している。

年賀状等はガイドラインにおいて政務活動費から支出するのに適しない例と

され、また、公職選挙法においても、有権者への年賀状の配布は原則禁止されている。いくら県政報告ハガキと称しても、外形的にも実質的にも年賀状であり、これらの支出は明らかに許されない違法な支出である。

(イ) 大西議員

次の調査研究費120,253円、事務費11,128円、合計131,381円は条例やガイドラインに反する違法支出である。

a 調査研究費

事業実績報告書の調査研究費には、県内調査として4月6日と4月22日に「文化財保護の状況について、神山町ほか道の駅運営状況・物産販売について」と記されているが、これはドライブや観光である。

また、県外調査と称して4月12日～15日参議院議員会館売店へ、いくつか他県のアンテナショップを見て回ったとしているが、4月18日までの観光旅行か親族訪問等の用件と推定される。調査なら調査報告書や詳細な日程を提示すべきである。

さらには、長期にわたる自動車のリースの件である。ガイドラインでは、自動車の購入、維持管理に要する経費（車検代、自動車保険料、自動車税、修理代等）は不適とされている。ガイドラインには書かれていないが、毎月5万円余り支払うと、議員任期4年間では240万円となり、リースは購入と実質的には何ら変わらない。長期のリース契約は禁止されるべきものであり、ガイドラインの趣旨に反している。

車が政務活動専用であるとの主張は容認できない。議長や事務局はどのようにして政務活動専用の車などと確認したのか全く理解できない。

b 事務費

事務費としてファックス・プリンターリボンインク代として、議員任期終了7日前に11,128円で購入している。当該店舗では、領収証と商品明細を同時に交付している。明細は差し障るから伏せたようだ。

一般的には、この種のリボンインクは1本千円程度である。この機に10本程度購入して将来の私的使用に備えたものである。

エ まとめ

前述で指摘した各金額の支出は、条例に違反しての不適当な支出である。このことにより政務活動費に「残余の額」が生じており、知事が各議員に対して、こ

の「残余の額」すなわち違法支出金額一覧表（別表１，別表２）の違法支出金額の返還を請求しないことは，財産の管理を怠る事実になる。
（以上，おおむねこのように解する。なお，別紙及び事実証明書の記載は省略する。）

第２ 監査の実施

１ 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し，自治法第242条第６項の規定に基づき，平成28年８月31日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ，平成28年８月15日付けで，請求人から陳述を行わない旨の通知があり，また，新たな証拠書類の提出もなかった。

２ 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課を監査対象機関と定め，当該機関に対し監査調書等の提出を求め，平成28年８月31日に監査を行った。

３ 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実の状況を把握するため，自治法第199条第８項の規定に基づく関係議員に対する調査（以下「関係人調査」という。）を議会事務局に依頼し，平成28年８月５日から同月24日まで実施した。

第３ 監査の結果

１ 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人調査から把握した事実は，おおむね次のとおりである。

（１）政務活動費について

ア 自治法における規定について

政務活動費について自治法では，第100条第14項において「普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務活動費を交付することができる。この場合において，当該政務活動費の交付の対象，額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は，条例で定めなければならない。」と規定し，また同条第15項では「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」，同条第16項では

「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」として、制度の基本事項を定めている。

イ 徳島県の条例について

徳島県においては、自治法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関して、条例を制定している。

条例の主な内容は、次のとおりとなっている。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲について

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることができるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について定められている。

(イ) 政務活動費の交付対象について

政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。（条例第3条）

(ウ) 政務活動費の額等について

政務活動費は、月額20万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。（条例第4条第1項）

(エ) 収支報告書等について

議員は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに政務活動費に係る政務活動の実施状況の報告書（以下「事業実績報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

そのほか、議員は、任期満了等により議員でなくなった場合には、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書及び事業実績報告書を当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないと定めている。

提出の際には、収支報告書に政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない

ないと定めている。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等
を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の使途及び内容、
金額、相手方並びに年月日を記載した書面（以下「支払証明書」という。）を
もって領収書等の写しに代えることができる。（条例第8条第1項、第2項及
び第3項）

（オ）政務活動費の透明性の確保について

議長は、収支報告書、事業実績報告書、領収書等の写し、支払証明書及び訂
正報告書（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ
調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の
確保に努めるものとする。（条例第9条）

（カ）政務活動費の残余の返還について

議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度にお
いて行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該
残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。（条例第10
条）

（キ）収支報告書等の保管について

収支報告書等は、これを受理した議長において、収支報告書を提出すべき期
限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（条例
第11条第1項）

ウ 徳島県政務活動費の交付に関する規程について

条例第12条に基づく「徳島県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」
という。）において、政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

証拠書類等の整理保管等について、議員は、政務活動費の支出について、会
計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これ
らの書類を当該政務活動費の収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して5
年を経過する日まで保存しなければならない。（規程第7条）

エ ガイドラインについて

ガイドラインは、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動費の使途基準
及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、議員は同条第3項の規
定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこと
とされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

(ア) 使途基準について

a 実費弁償の原則

議員が行う政務活動は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とするとされている。

b 按分による支出について

議員の活動は政務活動以外に、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、そのため、特に、事務所費、事務費、人件費等は、各活動の実績に応じて按分して支払う必要があるとされており、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の換算根拠を明確にしておく必要があるとされている。

c 具体的な使途基準について

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに対象内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されている。

(a) 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査の委託に要する経費」と規定されており、具体的な政務活動例として、県内・外調査及び海外調査（視察を含む。）、各種議員連盟（政策の勉強や提言を目的とするものに限る。）活動、国等からの説明聴取、住民へのアンケート調査、所属会派、学識経験者及び研究機関等への調査委託が示されている。

経費の例示としては、旅費（交通費、宿泊費）、報告書作成費、資料印刷代、会費、参加負担金、委託費、文書通信費等があげられている。

(b) 広聴広報費

広聴広報費は、「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されており、具体的な政務活動例として、県政報告会の開

催，県民，地域住民等からの意見聴取，政務活動，県政及び国政の課題等の広報活動，広報紙の発行，政策・理念をPRするリーフレットの作成，ホームページの作成・維持が示されている。

経費の例示としては，広報誌・報告書等印刷製本費，広報紙・ホームページ作成委託費等，文書通信費，交通費等があげられている。

(c) 事務費

事務費は，「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」と規定されており，具体的な政務活動例として，事務用品の購入，電話の使用，事務用機器（パソコン等）の購入，インターネット接続業者との契約，コピー機等のリースの利用が示されている。

経費の例示としては，事務用品・備品・消耗品費，備品維持費，文書通信費等があげられている。

d 政務活動費から支出するのに適しないものについて

「政党活動経費への支出」，「選挙活動経費への支出」，「後援会活動経費への支出」，「私的経費への支出」，「会費として支出するのに適しない例」，「会議費として支出するのに適しない例」，「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について，それぞれどのような経費が支出に適さないか具体的に例示されている。

「私的経費への支出」として適しない例の一つに，慶弔餞別費等（病氣見舞い，香典，祝金，餞別，寸志，中元・歳暮等の費用，慶弔電報，年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費）がある。

(イ) 収支報告書及び事業実績報告書の提出並びに領収書等の写しの添付等について

政務活動費の交付を受けた議員は，収支報告書及び事業実績報告書を議長に提出しなければならない，収支報告の際には，領収書等の写し又は支払証明書を添付することと定められている。

また，収支報告書及び事業実績報告書を作成する上での留意事項が示されている。

(2) 本件請求に係る政務活動費の交付手続について

平成27年度の政務活動費に係る交付手続については，平成27年4月29日に徳島県議会議員の任期が満了となるため4月に改選があった関係から，4月に1か月分のみ交付決定を行い，改選後，5月以降の11か月分について別途5月に交付決定を行っている。

このため4月分は、寺井議員及び大西議員の両議員に対し、平成27年4月1日付けで、1か月分の政務活動費の交付決定を行い、同月に支出している。

改選後は、寺井議員に対し、同年5月1日付けで平成27年5月から翌年3月までの政務活動費について交付決定を行い、四半期ごとに分けて支出している。交付を受けた寺井議員は、条例第8条第1項の規定に基づき、平成27年度の政務活動費に係る収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の写しを平成28年4月27日付けで提出し、条例第10条の規定に基づき、残余は平成28年7月19日までに返還している。

大西議員は平成27年4月29日の任期満了に伴い、条例第8条第2項の規定に基づき、平成27年度の政務活動費に係る収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の写しを同年5月29日付けで提出し、条例第10条の規定に基づき、残余は同年8月18日までに返還している。その後、同議員は、平成28年6月14日付けで平成27年度の収支報告書から広聴広報費14,600円分を削除する訂正報告書を議長に提出し、同月20日付けで同額を返還している。

(3) 本件請求の各項目について監査対象機関から確認したこと

請求人が違法支出とする各項目について、議会事務局への聞き取り調査で確認したことについては、おおむね次のとおりである。

ア 寺井議員（広聴広報費）

議会事務局は、収支報告書の提出の際に、寺井議員の年賀ハガキを使用した県政報告が、県議会議員としての活動や取組を記載した内容であり、ガイドラインの用途基準に適合することを確認している。

また、本件請求を受けて、改めて確認している。

ガイドラインにおいて、政務活動費から支出するのに適しない例として挙げているのは、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費であり、県政報告を行うための年賀ハガキの購入や印刷等について、政務活動費から支出するのに適しない例としているものではない。

イ 大西議員（調査研究費及び事務費）

大西議員については、平成28年5月16日に提出のあった請求者が異なる住民監査請求（以下「先の請求」という。）に、本件請求の対象とする内容が包含されていることから、議会事務局に対し、先の請求の際の事実の状況に変わりがないことを確認した。

(4) 関係人調査について

ア 寺井議員

議会事務局職員が、領収書等の原本及び支出に係る関係書類の提出を受けた上で、調査対象の広聴広報費の支出に係る事実関係について聞き取りを行った。

寺井議員は、当該支出は、時候の挨拶状としてではなく、県政の様々な課題に対する取組内容等を記載した県政報告書を発行するため、年賀ハガキの購入、県政報告のレイアウト・デザインの作成委託及び印刷に要した経費であり、政務活動費として適正に支出したとしている。

イ 大西議員

議会事務局職員が、大西議員に対し、先の請求の際に実施した関係人調査の事実の状況に変わりがないことを確認している。

2 判断

本件請求に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

(1) 寺井議員に係る請求について

寺井議員に係る請求については、以下、アにおいて、政務活動費に関する制度の経緯、趣旨及び使途基準の適用の考え方を確認するとともに、イにおいて、議員及び議会事務局における手続の妥当性について確認し、これらを踏まえてウにおいて、請求人の主張に対する検討を行う。

ア 本県の政務活動費に関する制度について

(ア) 制度の経緯について

地方議員の活動基盤の充実強化について、全国都道府県議会議長会をはじめとする地方団体から国に対して強い要望がなされ、平成12年5月に政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）が成立した。

このことを受け、本県では、徳島県政務調査費の交付に関する条例を制定し、平成13年4月1日に施行している。

その後、使途の透明性を高めるため、収支報告書を提出する際に、領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、事業実績報告書を議長に提出する等の条例改正を行い、平成20年4月1日に施行している。

そのほか、制度の簡素化を図るため、交付対象を議員個人のみとするとも

に、議員一人あたりの交付額を減額する等の条例改正を行い、平成22年4月1日に施行している。

平成24年8月に「政務調査費」を「政務活動費」とする地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が成立し、平成25年3月1日に施行され、本県においては平成25年度交付分から「政務調査費」を「政務活動費」として

いる。

この改正において交付目的は「議員の調査研究に資するために必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に改められ、その他の活動が明記されたことにより、調査研究に資する活動の範囲が明確になるとともに、調査研究に限定しない議員活動という考え方を前提とした制度が実現されたことが認められる。

なお、本件請求に係る支出内容には適用されないが、平成27年5月に徳島県議会に設置された「政務活動費のあり方検討会議」の協議結果を踏まえ、条例、規程及びガイドラインは平成27年10月に改正、平成28年4月に施行され、現在に至っている。

（イ）制度の趣旨について

政務活動費について、自治法においては、収入及び支出の報告書を政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定めている。

条例においては、政務活動費の交付決定は知事が行うことと規定しているが、収支報告書等については、議長に報告することと規定されており、議長は提出された収支報告書等について必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二代表制の地方自治制度にかんがみ、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

また、判例においても「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、（略）議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対

する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」（平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷）とされている。

このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して、行うものとする。

（ウ）使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準についても、以下の判例にあるとおり、執行機関から独立した自由な調査研究活動の確保を考慮したものになっていることが認められる。

判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」（平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷）とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」（平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷）とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける使途基準の適用にあたっては、使途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的内容やその成果等の報告までは義務付けられていないことから、各議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

イ 議員及び議会事務局における政務活動費に係る手続の妥当性

上述の制度の趣旨及び使途基準の適用の考え方を踏まえ、徳島県では、政務活動費について議員が行う手続及び議会事務局が行う手続については、次のとおり行われている。

（ア）議員における手続

議員は、自らの活動実績をガイドラインの規定に照らして検討し、政務活動

であると議員が判断した活動経費を政務活動費として収支報告書に計上している。

また、政務活動と他の議員活動の両面を有し渾然一体となっている場合は、支出ごとに、活動実績に基づき各活動に要した経費をガイドラインに定める方法により按分し、按分後の金額のうち政務活動に要した経費であると議員が判断した部分だけを算定し収支報告書に記載している。

(イ) 議会事務局における手続

平成28年5月2日までに寺井議員を含め、各議員から議長あてに平成27年度政務活動費の収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告関係書類」という。）が提出され、その際に、議会事務局は、書類の不備や金額の計算誤りはないか確認を行うとともに、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において適正に経費を政務活動費に充てているか審査を行っている。

また、本件請求を受け、議会事務局は、寺井議員から領収書等の原本及び任意による支出関係書類の提出を受けた上で、改めて、収支報告関係書類について確認を行うとともに、政務活動費調査委員会において審査した結果、不適切であるとは認められなかったとしている。

本件請求に係る議会事務局の確認の手続については、書類の調製や金額精査といった基本的事項のチェック以外にも、議会事務局において、按分計算の要否等、議員に対し所要の確認を行っており、条例、規程及びガイドラインに沿って適正に事務が執行されていることが認められた。

ウ 請求人の主張に対する検討

(ア) 違法支出とする寺井議員の支出について

請求人は、年賀状等はガイドラインにおいて、政務活動費から支出するのに適しない例とされ、また、公職選挙法でも、有権者に対し、年賀状を配布することは、原則禁止されているため、許されない支出であると主張しているが、本件請求に対する監査は、財務会計行為を対象とすることから、政務活動費に係る財務会計行為が条例、規程及びガイドラインに沿って適正に執行されているかについて検討を行う。

ガイドラインにおいて、年賀状等時候の挨拶状の購入等の経費については、政務活動費から支出するのに適しない例とされていることから、請求人は、年賀ハガキの購入や印刷等の経費の支出は、政務活動費として許されない支出であると主張している。

このことについて、関係人調査によると、寺井議員は、当該支出は、時候の挨拶状としてではなく、県政の様々な課題に対する取組内容等を記載した県政報告書を発行するため、年賀ハガキの購入、県政報告のレイアウト・デザインの作成委託及び印刷に要した経費であり、政務活動費として適正に支出したと主張している。

また、議会事務局は、県政報告を行うための年賀ハガキの購入や印刷等の経費を、ガイドラインにおいて政務活動費から支出するのに適しない例としているものではないとしている。このことから、県政報告を印刷したとするハガキについて現物確認を行ったところ、寺井議員の県議会議員としての活動や取組が印刷されており、ガイドラインの使途基準に適合する内容であった。

判例では、「使途基準によれば、広報費とは議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費というところ、葉書及び年賀葉書には、自由に記載し得る空白部分が存在し、一般的に情報伝達手段として用いられているから、これを議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に用いることも可能であり、その購入費用を広報費として政務調査費から支出することが、直ちに県政に関する調査研究のための支出として必要性、合理性を欠くとはいえない。」（平成25年4月26日新潟地方裁判所）とされており、こうしたことから当該支出は、違法・不当とはいえない。

（イ）財務会計行為に係る事務手続について

寺井議員は、自主性、自律性を尊重する政務活動費制度の下、ガイドラインの使途基準に沿って、支出が適正であるか、経費の按分が正しいか等について、議員自らの責任において検討を行い、政務活動に係る経費の報告を行っており、また、議会事務局は、寺井議員の収支報告関係書類について確認するとともに、政務活動費調査委員会においても審査を行い、ガイドラインの使途基準に沿って支出していることを十分精査していた。

財務会計行為に係る事務手続については、議会事務局の政務活動費の交付から精算に至る一連の会計処理について、条例、規程及びガイドラインに沿って適正に手続がなされていることを確認した。

（２）大西議員に係る請求について

大西議員に係る請求については、対象とする内容が先の請求に含まれていることから、議会事務局に対する監査及び大西議員に対する関係人調査において、先の請求の際の事実の状況に変わりがないことを確認した。

したがって、平成28年7月21日付け徳島県報第3942号で公表している先の請求に係る監査の結果における判断を変更する事情は認められない。

3 結論

以上、請求人が違法と主張する政務活動費に係る支出については、交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、政務活動費の使途基準に反する違法・不当な事実は認められなかった。

したがって、知事が別紙「違法支出金額一覧表」の各議員に対し、違法支出金額の返還を請求しないことは、財産の管理を怠る事実になるとする請求人の主張には理由がなく、棄却する。

徳島県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。
平成28年9月30日

徳島県監査委員
稲田 米 昭
矢井 田 等
岡井 関 穂
同 川 理
同 龍 樹
同 二

平成27年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

I 平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
6-7	第1 全施設共通			
	1 選定委員の選定等	指定管理者選定委員会の委員の過半数を外部委員となるよう改めた点は評価できるが、県と人事や財務等で密接な関係のある外郭団体が応募する場合には、公平性、客観性の観点からすべて外部委員で構成する方向で検討すべきである。（意見）	平成20年度の包括外部監査結果を受け、それまで外部委員4名、内部委員4名、合計8名で構成していた選定委員会を平成21年度より、外部委員が過半数（外部委員4名、内部委員3名）とし、公平性、客観性を高めたところであるが、今回の意見を受けて、さらに、公平性、客観性を高めるため、平成28年度より内部委員を1名を上限とする変更とした。（外部委員4名、内部委員1名（上限）） 県有施設の管理者を指定する委員会であることから、施設を所管する県としては、1名の内部委員は必要である。（人事課行政改革室）	措置済み
7-8	2 募集期間等	ほとんどの募集で募集要項の公表から申請書類等の提出までに約2ヶ月の期間が確保されており、必要な対応がなされているといえる。しかしながら、一部の募集で2ヶ月の期間が確保されていない事例があるところ今後はさらに2ヶ月程度の確保を徹底することが望まれる。（意見）	募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間は2ヶ月程度を確保するように努めているところであり、今後も2ヶ月程度を確保するよう制度所管課として、平成28年度当初の担当者会などで施設所管課に再度周知徹底を行った他、今後も募集時においては年度当初の担当者会や募集前などの機会に施設所管課に周知徹底を図り、平成28年度更新3施設の期間については2ヶ月程度を確保したところである。 平成29年度以降も同様の手続きとする。（人事課行政改革室）	措置済み

8-11	3 情報提供	現地説明会のスケジュールについては、ほとんどの募集で改善されており、必要な対応がなされているといえるが、なお改善を要する募集があった。また、情報提供についても不十分な点が一部見られた。これらについては、今後さらに改善することが望まれる。（意見）	現地説明会のスケジュールについては、募集期間中に複数回実施するなど、応募を検討されている方の利便性向上を図っており、平成28年度当初の担当者会などで、複数回実施することや開催日の調整等を施設所管課に再度周知徹底を行った他、今後も募集時においては年度当初の担当者会や募集前などの機会に施設所管課に周知徹底を図ることとした。 また、情報提供についても平成28年度の募集から、募集に関する情報を次回募集時まで県ホームページに掲載することとする改善を図った。 （人事課行政改革室）	措置済み
第2 徳島県立文学書道館				
11-13	1 特別展示等の経費など	文学書道館の展示内容の充実や利用の促進を確保するため、報奨金制度の導入を含めて具体的な方策を検討すべきである。（意見）	報奨金制度の導入は、利用者実績のみを求めた内容（著名作家や漫画展など）に企画を偏らせ、本来の施設の設置目的である「文学及び書道に関する研究、鑑賞、創作活動等を促進し、もって豊かな県民文化の振興に寄与する」を見失う可能性が高く、文学書道館への導入には慎重を期すべきと考える。 一方で、展示内容の充実や利用促進の確保については、県としても指定管理者との協力体制のもと、検討していくべき課題であると認識している。 平成28年度からは、テレビCMを利用した広報の強化や、常設展示室の展示内容の見直し、施設パンフレットの充実化などを検討しており、館への興味関心を持つ新たな客層の開拓やリピーター増加に向けての取組を進め、入館者の増加や館の利用促進を図って参りたい。 （とくしま文化振興課）	検討中
13-14	2 修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。また、指定管理者の募集に当たっての過去の修繕実績の明示に際しては個々の修繕内容についても明示すべきである。（意見）	御意見を受け、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額の設定等、より明確な規定の導入に向けて検討する。 また、指定管理者の募集に当たっての修繕実績の明示について、募集要項において年間実績の総額を3年分記載した上で、更にそれらの内訳について問い合わせがあった場合、ホームページ上で公表することとしていたが、今後の募集においては、修繕内容の内訳も含めた明示を検討する。 （とくしま文化振興課）	検討中
14-15	3 委託契約	外部監査人の指摘意見については、措置するかどうかにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記され	御意見を受け、新たに「管理運営期間中の第三者使用承認申請書」の提出を指定管理者に求め、県が事前に委託内容の詳細を把握した上で承認できるように改善を行った。 また、平成28年度の委託契約の業者選定にあたっては、	措置済み

		た書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。（意見）	例えば、植栽管理業務において見積徴収業者数を大幅に増やすことにより更なる競争性を確保するなど、競争原理を追求した契約に向けて指導をした結果、改善が図られた。 （とくしま文化振興課）	
第3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館				
15-17	1 委託契約	外部監査人の指摘意見については、措置するかどうかにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。（意見）	第三者への委託に関する承認手続きについては、指定管理者と協議の上、委託内容が事前に十分把握できるよう改善していくとともに、可能な限り競争原理を追求したものとなるよう引き続き検討する。 （県民スポーツ課）	検討中
17-20	2 施設全体の安全性等	修繕費の負担についての基本協定書の規定が不明確であること、また実際の負担のあり方に基準がなく合理性に欠ける運用がなされてしまっていること、さらには指定管理料の増額を行うべきではない事項についても指定管理料の増額を行っていること等不適切な点が見受けられた。早急に改善すべきである。（指摘）	修繕費の負担についての基本協定書の規定については、全庁的な方針や関係機関との調整をする中で、引き続き検討する。 また、指定管理料の増額を行うべきではない事項についても増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。 （県民スポーツ課）	検討中
第4 徳島県立大鳴門橋架橋記念館（エディ）、徳島県立渦の道				
20-22	1 審査基準等	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、今回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。（意見）	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 （にぎわいづくり課） 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措	措置済み

22-24			置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	
	2 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、今回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。 また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままである。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(意見)	包括外部監査の意見を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。 なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)	検討中
	3 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴収することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
25-26	4 事業報告書	「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。(指摘)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。 また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
第5 徳島県立出島野鳥公園				

26-27	1 指定管理の基本的内容	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。（意見）	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、利用料金制の導入については、テニスコートの使用料収入が考えられるが、年額で約40万円程度であるため、インセンティブとはなりにくく、また、利用料金が近隣の同種の施設に比べて低額であることから利用は非常に多く、大幅な利用者の増加は見込めないため、利用料金制を導入することは困難である。 また、報奨金制については、利用料金制がなじまない施設に導入されるものであり、仮に出島野鳥公園において成果指標を入場者数や使用料収入と想定して、報奨金を使用料の増収分とした場合にあっては、そもそも使用料収入が少額であるためインセンティブとはなりにくいものであると考えている。 なお、施設利用の充実を図るための方策については、引き続き、利用者である日本野鳥の会と指定管理者を交えて協議を重ね、利用者ニーズを把握して施設の利用促進につなげて参りたい。 （にぎわいづくり課） 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 （人事課行政改革室、監査事務局）	措置済み
27-29	2 審査基準	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。（意見）	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 （にぎわいづくり課） 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は	措置済み

29-31			「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	
	3 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、今回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。 また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままである。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(意見)	包括外部監査の意見を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。 なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)	検討中
31-32	4 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
32-34	第6 徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）			
	1 審査基準	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、今回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成22年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を	措置済み

		に公表すべきである。(意見)	評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	
34-35	2 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
35-36	3 事業報告書	「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。(指摘)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。 また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
36-38	4 修繕費の内容について	「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応するかのように記載されているが、実際の対応が異なっている。このような対応は県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。 また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(指摘)	包括外部監査の指摘を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。 なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)	検討中
39-40	5 修繕費の削減	事前協議を行った場合には書面で残しておくようにすべきとともに、金額基準等により事前協議に付すべき場	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行につい	措置済み

		合を規定するほうが望ましい。 また、他の施設では金額基準により入札や相見積もりを実施すべき旨が基本協定書で定められている施設があるところ、本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競争原理を導入することが望まれる。(意見)	ては、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)	
	第7 徳島県立あすたむらんど			
40-41	1 報奨金制	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度以降の契約においては、報奨金を支払う基準となるべき金額を契約期間中を通じて各年度定額とし、平成23年度の契約に比べて平成28年度の契約ではその金額をより高く設定した。 (にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	措置済み
41-43	2 審査基準	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成22年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。	措置済み

			(人事課行政改革室、監査事務局)	
43-44	3 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
44-45	4 事業報告書	「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。(指摘)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
45-47	5 修繕費の削減	事前協議を行った場合には書面で残しておくようにすべきとともに、金額基準等により事前協議に付すべき場合を規定するほうが望ましい。 また、他の施設では金額基準により入札や相見積もりを実施すべき旨が基本協定書で定められている施設があるところ、本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競争原理を導入することが望まれる。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)	措置済み
	第8 徳島県立神山森林公園			
47-48	1 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討を行いたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	修繕費について再検討した結果、「一事業年度につき発生案件ごとに、20万円に満たないときは指定管理者の負担とする。それを超える部分については徳島県が負担する。」に変更することにより、修繕費にかかる県と指定管理者の負担区分等をより明確にし、手続きを進める方向で検討中である。 (林業戦略課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。	検討中

48-49			(人事課行政改革室、監査事務局)	
	2 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)	平成28年度から、管理運営業務体制計画承認申請書の添付書類として、新たに外部委託業者選定に係る書類の提出を求め、委託業務内容の詳細を確認したうえで、業務計画を承認した。 全ての外部委託業務は、適正な業者選定により相見積りが行われ、最も安価な業者と契約が締結されている。 (林業戦略課)	措置済み
第9 徳島県日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園				
49-50	1 審査方法	外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。(意見)	面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。 また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。 選定委員会の議事録公開(ホームページ)については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。 (県土整備政策課)	検討中
50-52	2 審査基準	「講じた措置」の記載として、「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また、「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を20点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (都市計画課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体	措置済み

			的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	
	第10 徳島県鳴門ウチノ海総合公園			
52-53	1 審査方法	外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。(意見)	面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。 また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。 選定委員会の議事録公開(ホームページ)については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。 (県土整備政策課)	検討中
53-55	2 審査基準	「講じた措置」の記載として、「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また、「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を20点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (都市計画課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	措置済み
55-56	3 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討してまいりたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次の募集も行われているにもかかわらず	修繕費の県と指定管理者との負担範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきであるとの包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から指定管理者が行った過去の修繕実績を明示するようにした。 県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定については、よ	検討中

		ず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。（意見）	り明確な規定の導入の可否について検討する。 （都市計画課） 措置公表のあり方を改善するため、平成２５年５月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成２４年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第１回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 （人事課行政改革室、監査事務局）	
56-57	第１１ 徳島県月見が丘海浜公園			
	１ 審査方法	外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。（意見）	面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。 また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。 選定委員会の議事録公開（ホームページ）については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。 （県土整備政策課）	検討中
57-58	２ 審査基準	平成２１年度の募集においては、外部監査人の指摘・意見に沿った対応がなされているが、平成２４年度以降の募集において経済性の追求の配点の内訳を変更したのには疑問が残る。（意見）	平成２４年度以降の募集において「経済性の追求」の配点の内訳で「管理運営費の縮減」の項目の配点を減らし、「収支計画」の項目の配点を増やした変更は疑問が残るとの意見であるが、本施設は「利用料金制」を採用しているため、コテージ等の収入を指定管理者の収入として管理運営費に充て、不足分を指定管理料として支払っているものである。 このような管理運営形態での審査基準としては、指定管理料の金額の多寡と併せて収支計画の内容も重要視されるべきであると考え。 このため「効率的な管理運営」の審査では、「収支計画及び増収対策」の評価での選定委員の裁量の範囲を多くしているものである。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 （都市計画課）	措置済み
59-60	第１２ 徳島県富田浜第一駐車場、徳島県富田浜第二駐車場、徳島県幸町駐車場			
	１ 審査方法	外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況	面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請	検討中

		を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。（意見）	団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。 また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。 選定委員会の議事録公開（ホームページ）については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。 （県土整備政策課）	
60-61	2 利用時間	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討する。」でもよいが、その後数年経過しており、次の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。 また、結果的には利用時間を延長した提案を受けた形になっているが、本来は募集要項等で利用時間の延長など、利便性の向上に繋がる内容の提案が可能であることを明記すべきであった。（意見）	指定管理者募集時において、要求水準書には施設の供用時間を記載しており、利用時間については応募者が独自の考えにより自らが有利に評価される提案をできるようになっている。 このため、平成23年度の募集時には現在の指定管理者から利用時間の延長の提案があった。 （都市計画課） 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 （人事課行政改革室、監査事務局）	措置済み
61-63	3 審査基準	本件各施設のように営利を目的とする施設では、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が特に重要であることは明らかであるところ、県にとっての経済性に関連する「管理運営費の縮減」の配点を増やすように再検討するよう望まれる。（意見）	本件施設は指定管理者の業務内容が他の施設とは異なる施設であるため、次回募集時（平成29年度）には配点を再検討し、選定委員会にて審議することとする。 （都市計画課）	検討中
63-64	4 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討してまいりたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。 また、「講じた措置」では、修繕実績を明示するとし	修繕費の県と指定管理者との負担範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきであるとの包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から指定管理者が行った過去の修繕実績を明示するようにした。 県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入の可否について検討する。 なお、平成23年度の募集時には指定管理者が行った過去の修繕実績を明示していたが、平成26年度募集時には修繕実績がなかったため、表記しなかったものである。 次回募集時（平成29年度）からは、修繕実績がない場合は「実績なし」と記載することとする。	検討中

64-65		ているが、平成26年度の募集時には明示されておらず、「講じた措置」どおりの対応を行っているとはいえない。（意見）	（都市計画課） 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 （人事課行政改革室、監査事務局）	
	5 委託契約	委託契約の相手方を特定しないよう是正した点は評価できるが、委託契約の事前承認手続きについてはなお改善が必要である。（意見）	平成28年度分の事前承認手続きにおいては、平成28年3月29日に提出された「管理運営業務体制報告書」及び「第三者使用承認申請書」に委託金額も含めた具体的な委託内容を記載させることとした。 また、これらに対する県の承認等も3月30日に処理した。 （都市計画課）	措置済み

Ⅱ 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
66-67	第1 教育委員会の組織及び事務分掌	外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。（意見）	組織及び事務分掌について、次のとおり見直しを図った。 ○授業料に関する事務 平成22年度に学校政策課（現学校教育課）に一元化した。 ○生徒の事故等の報告 平成26年度に人権教育課内にいじめ問題等対策室を設置し、報告窓口を一元化した。 ○備品等 学校等の仕様が共通の物品（AED、コンピューター等）の購入手続きについて、教育総務課（現教育政策課）で集約した。 ○工事等 平成22年度に施設整備課に施設・助成担当を改組新設し、担当する工事契約の範囲を広げた。 また、人事課行政改革室（組織）、管財課（物品調達）、営繕課（工事契約）と次のとおり協議・検討を行い、次のとおり実施している。 ＜協議・検討の要旨＞ ○備品等 ・ 教育委員会事務局購入分については、管財課が要求を集約のうえ手続を行っている。	措置済み

			・ 県立学校（平成28年度現在43校）購入分については、学校で直接執行することで、現場の実情を踏まえた迅速で適切な処理が図られており、これをすべて集約化する場合、県庁との文書のやり取りや誤発注防止のための確認作業等に係る負担が増大するとともに実情が十分に反映されない可能性があり、一元化による業務改善効果が乏しいと考えている。（他部局も全庁的に集約しているのは本庁のみ） ○工事等 ・ 契約手続きについては全庁的に限られた技術職員で公共施設の工事を行っているため、一定額以上の工事については県土整備部宮繕課に執行依頼をしている。（全庁的に同じ対応） なお、組織及び事務分掌は毎年度見直しを行い、必要な措置を講じている。 （教育政策課）	
68-71	第2 各種契約		平成21年度の包括外部監査において、「入札参加者数できるだけ多く確保するため、県ホームページについては、入札情報を容易に検索できるシステムに変更できないか検討すべき」との意見があった。 そこで、平成21年10月の県ホームページのリニューアルでは、トップページ上に入札情報の新着一覧を新たに設ける等、閲覧者の利便性の向上を図り、その後も継続的に改善に向けた取組みを進めてきた。 しかし、平成27年度の包括外部監査において、「改善の内容が十分なものとは考えがたく、入札情報を容易に検索できるシステムについての具体的な検討がなされていない」との意見を受けたことから、平成29年秋の運用開始を目指し、平成28年度から着手している県ホームページの再構築業務では、簡易に入札情報を検索できる新しい機能を追加することとし、現在整備を進めている。 （施設整備課、教職員課、秘書課）	措置済み
71-72	2 指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点	総合教育センターの庁舎管理業務、清掃管理業務については、落札業者が偏る傾向が顕著となっているところ、その要因を調査し、何らかの要因がある場合にはその是正を検討すべきである。（意見）	平成28年度入札参加者に対してアンケート調査を実施したが、落札業者が偏る要因は判明しなかった。 なお、企業の参入意欲を増進する観点から、長期継続契約の導入について検討する。 （総合教育センター）	措置済み
72-75	第3 授業料	授業料について、保護者が保証債務を負担するとの位	授業料について保護者が保証債務を負担するとの位置付け	検討中

		置づけを維持するのであれば、最低限それを明示する必要がある。 学校現場における授業料の徴収手続・未収金の回収についても、改善の余地がないかを検討すべきである。（意見）	を明示するため、平成２９年度からの実施に向けて、県立学校規則を改正する。 授業料の徴収手続・未収金の回収については、教員のみならず管理職や事務職員も家庭訪問し未収金の回収を行うなど、望ましい体制を構築している。 （学校教育課）	
75-78	第４ 奨学金	奨学金の延滞利息については、条例にしたがった処理をするべきである。条例の文言につき、課内文書で明らかに異なる解釈をすることは許されない。 保証人への督促も妥当な運用がなされているか、再検討すべきである。（指摘）	徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」で検討している。 （学校教育課）	検討中
第５ 各県立学校の実情				
78-79	１ エアコンの設置	外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。（意見）	学校現場からは、校舎のトイレ改修や老朽化対策などの差し迫った要望が強く、直ちに対応できないのが現状である。 予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。 （施設整備課）	検討中
80-82	２ 自動販売機の設置、収入の扱い（自動販売機会計）	従前自動販売機の収入によって学校運営に必要な経費がまかなわれていた実情を十分把握し、かかる経費については簡易迅速に県費から支出できるような体制を整えるべきである。 自動販売機の設置については、従前から設置されているものを含めて県が業者と直接契約し、収入は県に帰属するように改めるべきである。（指摘）	自動販売機の設置については、県が業者と直接契約し、収入は県に帰属できるよう平成２９年度の実施に向け検討中である。 （施設整備課）	検討中
82-84	３ 学校再編	県庁内の教育委員会と学校現場との間で、直接的な情報交換、意思疎通をもっと充実させ、双方が、学校再編など学校現場に関わる重要な課題を実質的に解決していく意識を共有すべきである。（意見）	従来から、高校の再編統合においては、学校現場と教育委員会の担当課の職員で構成する準備委員会・推進委員会（開校の前年度）を設置して、準備作業を進めてきたが、さらに、平成２８年度から当該委員会の下部組織で学校で開催されている作業部会にも、教育委員会の担当者が参加し、共通理解のもと、現場教職員の業務スケジュールに配慮した統合準備を進めている。 （教育創生課）	措置済み

Ⅲ 平成２２年度「県税の賦課徴収事務について」

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況

第1 個人県民税				
85-86	1 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者の把握について	市町村による賦課行為の前提となることから対応が難しい面もあるが、市町村と十分に連携して、納税義務者の把握に対して更に積極的に具体的な取組みが必要である。(意見)	平成22年度に、市町村が賦課徴収する個人県民税(家屋敷課税)の納税義務者の把握について、もっと積極的に具体的な役割を果たすべきであるとの意見を受け、市町村に対し、広く住民に制度の周知を図るよう助言する措置を講じたが、今回改めて意見を受け、平成28年7月に開催した市町村税務担当課長会議において、市町村に対し改めて、制度を説明し、周知を図った。 今後も、市町村課と連携し、会議やヒアリング等の機会を通じて毎年市町村に対して継続的に助言等を行う。(税務課)	措置済み
86-88	2 延滞金の処理	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。外部監査人の意図に沿うように措置するのであれば、未納延滞金の管理を行うべきである。(意見)	平成22年度に、市町村が賦課徴収する個人県民税に係る延滞金について、県の有する債権である以上、その徴収に積極的に関与する必要があるとの意見を受けたことに対して、市町村が行う延滞金管理について、ヒアリング等を通じて助言する措置を講じたが、今回改めて、個人県民税に係る未納延滞金の状況を把握し、適切な管理を行うべきであるとの意見を受け、平成28年3月に市町村における未納延滞金の管理状況等について実態調査を行うとともに、平成28年7月に開催した市町村税務担当課長会議において各市町村に対し個人県民税に係る未納延滞金の状況について報告を求めた。 今後は、毎年度末の状況について市町村に報告を求め、その適切な管理を図る。(税務課)	措置済み
第2 法人県民税・法人事業税				
88-90	1 申告書用紙送付について	平成22年度の指摘及び意見に対して、平成25年4月に税理士及び法人あてに「お知らせ」を送付すること等により対応したことは一応評価できる。しかしながら、現在の対応では担当税理士以外に申告書用紙が送付されるリスクは少なくない。国税である法人税等の申告書用紙はすべて関与税理士ではなく法人あてに送付されているところ、法人県民税・法人事業税の申告書用紙も関与税理士ではなく法人あてに送付するようにすべきである。(指摘)	予定申告税額等の記載がある申告書を関与税理士に直接送付していたところ、平成22年度に、送付先に十分注意すべきであるとの指摘を受け、平成25年度に「お知らせ」を送付し、申告書の送付の要否及び送付先を調査したが、今回改めて、法人あてに送付するようにすべきであるとの指摘を受け、平成28年4月送付分から、申告書は全て法人あてに送付している。 (税務課)	措置済み
第3 個人事業税				
90-91	1 事業所得と雑所得等それ以外の収入の区別	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記	これまでも、雑所得について疑義を感じた場合には、追加で詳細確認を行って来たところ、平成22年度に、課税漏れが生じる余地があるため、一定金額以上の雑所得について内	措置済み

91-93		載をすべきである。何ら措置を講じていないにもかかわらず、あたかも措置を講じたかのように記載するのは、県民に対して誤解を生じさせる行為であり、改めるべきである。従来どおりの処理で問題がなく措置を講じる必要がないと判断したのであれば、外部監査人の意見とは異なる旨を理由を付して明記すべきである。(指摘)	容の照会を行うなど、一定の指針を作成して、課税漏れが生じないようにすべきであるとの意見を受け、所得区分等が不明瞭な雑所得がある場合は、課税漏れが生じないように、照会等を行っているとは回答したが、今回改めて指摘を受け、平成28年度課税分から、一定金額以上の雑所得がある者の一覧表を作成し、調査を行い、課税漏れが生じないように努めている。 (税務課)	
	2 医業等の調査	「講じた措置」として、「平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。」と記載した以上早急に実施すべきである。いまなお実施していないというのは、「講じた措置」と実際の対応が異なるといわざるを得ない。(意見)	平成22年度の、医業等の課税漏れ防止に取り組むべきであるとの意見を受け、平成23年度に調査要領を作成し、平成24年度以降「記載の手引き」等を送付する等周知を行い、医療法人等に対する調査を先行実施したが、今回改めて、医業等を行う個人についての調査が未だ行われていないとの意見を受け、平成28年度に調査を実施することとしている。 (税務課)	検討中
93-95	第4 不動産取得税			
	1 申告手続の実情について	不動産の取得者の多くが税法の知識に乏しい一般個人であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希であり、期限内に申告がなされないことが多いことから、ある程度弾力的な運用にならざるを得ない点は理解できなくもないが、現在の運用は条例で定める手続を経ないものであり、早急に是正すべきである。(意見)	平成22年度に、申告義務について積極的に周知を行い、その上で軽減措置の的確な取扱いを行い、期限内申告を徹底させるよう努めるべきであるとの意見を受け、平成23年度から不動産業者に対する周知に努めた。 今回改めて意見を受け、平成28年度から、司法書士・金融機関等の関係機関に対して、また市町村を通じて、申告制度(期限内申告)の周知に努めている。 併せて、期限後申告の場合は、やむを得ない理由かどうかを確認している。 (税務課)	措置済み
95-97	第5 県たばこ税			
	1 納税義務者に対する調査	外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。いまなお実地調査を実施していないのは問題であり、早急に実施すべきである。(意見)	平成22年度の、例えば一定の周期で納税義務者に対する個別の照会を行うなど、個別具体的な調査を検討し、実施すべきであるとの意見を受け、平成23年度から、申告納付までの事務手続について確認を行うべく、本県に本店を置く販売業者に対し、調査協力を継続して依頼したが、調査には至っていない。 今回改めて意見を受け、平成28年度に実地調査を行うこととしている。 (税務課)	検討中
	第6 ゴルフ場利用税			

97-98	1 納税義務者に対する調査	「講じた措置」として公表するにあたっては、最終的にどのような対応を行ったのかまでフォローすべきである。「新たな調査手法の研究を行うこととした。」とだけ記載し、その後の対応を記載しないのは情報提供として不十分である。(意見)	平成22年度の、売上げや税務申告に係る書類を見るなどして、厳正な調査をすべきであるとの意見を受け、新たな調査方法の研究を行うこととし、平成24年度にゴルフ場利用税調査要領を策定、決算書の利用料金収入と申告税額の整合性を確認するなどの調査項目を追加して調査を行っている。 (税務課)	措置済み
98-100	2 特別徴収義務者に対する交付金	外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るところ、そのような意見を前提に理由を付して変更の必要はないとした県の対応はそれはそれで評価できる。 しかしながら、ゴルフ場利用税の最終的な負担者はゴルフ場利用者であり、特別徴収義務者は利用者が負担することになるゴルフ場利用税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎないこと、47都道府県中12都道府県では交付していないことから、今一度再検討すべきと思われる。(意見)	平成22年度に、特別徴収義務者に対する交付金制度を維持するの可否について、再検討すべきであるとの意見を受けたが、検討の結果、維持することとした。 今回、交付しないことについて今一度再検討すべきと思われるとの意見を受けたが、ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金は、特別徴収義務者の協力を得て、税収の確保を図る必要があり、また全国の動向にも変化がないことから、再度の検討の結果、維持することとした。 (税務課)	措置済み
第7 自動車取得税・自動車税				
100-101	1 課税保留の手続	講じた措置では、「当該調査内容を滞納処分票に記載し、課税保留の手続きの一層の適正化に努めている。」としているにもかかわらず、実際には住所地での当該車両の有無しか記載されておらず、調査内容は記載されていない。 また、実際には課税保留の近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査を行っているとのことであるが、調査した形跡は残っていない以上はそもそも綿密な調査自体を行っているとは認めがたい。 「講じた措置」として記載した以上はそのとおりに実施すべきであり、「講じた措置」と実際の内容が異なる対応を行うのは、県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。(指摘)	平成22年度に、課税保留の手続における調査内容の滞納処分票への記載の適正化について指摘を受け、自動車の所在調査の内容を滞納処分票に記載し、課税保留の手続の一層の適正化に努めることとしていたが、その後も調査内容の記載が徹底できていなかった。 今回改めて指摘を受け、平成28年度から、税務事務の適正な執行を確保するため毎年実施している事務執行状況調査における調査表の様式を改め、課税保留事案に係る滞納処分票の記載状況を確認している。 (税務課)	措置済み
102-103	2 身体障がい者	「講じた措置」には、外部監査人が問題としていない	平成22年度に、身体障がい者等が使用する自動車について	検討中

	等への減免手続（条例等との齟齬）	点について長々と記載しているが、外部監査人の意見を正確に理解しないものといわざるを得ず、不適切である。 また、外部監査人が問題とした点については、措置していない。月４回程度の使用に対して減免を認める必要があると考えるのであれば、条例を早急に改正するように手続を行うべきであり、条例を改正しないまま条例と異なる運用を継続している現状は問題といわざるを得ない。（指摘）	ては、月４回程度の使用をもって施行規則の「専ら」の要件を満たしているとする判断は、合理的とはいえないとの意見を受けた。 平成２８年度に「専ら」の要件も含め、身障減免制度を見直す。 （税務課）	
103-105	３ 身体障がい者等への減免手続（手帳の原本確認）	外部監査人の指摘・意見に対して速やかに対応し、平成２３年度においてはほぼ確実に履行されていた点は評価できる。 しかしながら平成２６年度ではほとんど原本確認済の記載が行われておらず、結果として講じた措置に反する対応となっている。原本確認済の記載を履行するよう周知徹底が必要である。（意見）	平成２２年度に、確実に障害者手帳等の原本確認がなされるような手順に改めるべきであるとの意見を受け、平成２３年度から「原本確認済」の記載を履行することとしていたところ、従前のとおり原本確認は確実に行われていたが、原本確認済みの記載はほとんど行えていなかった。 今回改めて意見を受け、再度周知徹底を行った。 （税務課）	措置済み
105-106	４ 身体障がい者等への減免手続（使用状況の確認）	外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。措置不要と判断したのならば、理由を付してその旨を明記すべきである。一方、問題点を認識し、改善すべきと考えるならば、自動車関係税制の改正を待つのではなく、早急に対応すべきである。（指摘）	平成２２年度に、障がい者本人運転の場合には、直接使用状況等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきであるとの意見を受けた。 平成２８年度に確認方法も含め、身障減免制度を見直す。 （税務課）	検討中
106-107	５ 身体障がい者等への減免手続（減免制度の弾力的運営）	外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。措置不要と判断したのならば、理由を付してその旨を明記すべきである。一方、問題点を認識し、改善すべきと考えるならば、自動車関係税制の改正を待つのではなく、早急に対応すべきである。（指摘）	平成２２年度に、自動車税について、一律に全部減免とするのではなく、一部減免の制度も取り入れて、制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきであるとの指摘を受けた。 平成２８年度に一部減免制度の導入も含め、身障減免制度を見直す。 （税務課）	検討中
107-110	６ Ａ協会との契約関係	外部監査人の指摘については、何らの措置も講じていない。この点競争入札等の早期導入が必要であるし、手数料についても見直しが必要であると考ええる。 しかしながら、外部監査人の指摘に対して異なる意見を持つことはあり得るところ、そのような意見を前提に理由を付して措置しないことを公表している点は評価できる。（意見）	平成２２年度に、証紙代金収納計器取扱者の手数料はかなりの低額とすべきである。さらに、入札による契約締結への移行をすべきであるとの指摘を受けた。 税制度や委託業務の性質に鑑み、また全国的な動向も注視して見直しを検討する。 （税務課）	検討中
	第８ 軽油引取税			
110-112	１ 軽油引取税の免税等に係る手続	講じた措置では、平成２２年度の指摘に対応して報告義務を徹底し、軽油引取税の免税等の手続の適正化を図ったかのように記載されているが、実質的な改善がなさ	平成２２年度に、軽油引取税の免税については、事後的な使用の実態の確認こそが課税漏れを防ぐもっとも有効な手段であることから、報告書の形式や調査方法をもっと充実させ	措置済み

			れたとは評価しがたい。一定の手続きを経た上で初めて免税が認められる制度であることを理解し、直ちに改めるべきである。(指摘)	るべきであるとの指摘を受け、現地調査を行う等、適正化を図ったが、今回改めて、報告義務の徹底などについて、実質的な改善がされたとは評価しがたく、直ちに改めるべきであるとの指摘を受け、徳島県税事務処理要領を改正し、平成２８年度の免税証交付分から、「免税軽油の引き取り等に係る報告書」の記載義務を徹底している。 (税務課)
112-114	第９ 徴税手続			
	1 滞納処分等の手続	即時欠損について統一的な基準を設けた点については評価できる。 これに対して、滞納処分の停止については必要な対応がとられていない。 地方税法では、滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知をしなければならないと定められており、その点について外部監査人の指摘を受けているにもかかわらず、いまなお従前の取扱いを継続している。 早急に、滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知するよう、改めるべきである。(指摘)	滞納処分の停止の手続について、平成２２年度に指摘を受けてからも従前の取扱いを継続してきたが、今回改めて指摘を受け、平成２８年度から、滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知するよう改めた。 (税務課)	措置済み

IV 平成２３年度「情報通信関連事業及び情報通信システムについて」

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
115-117	第１ ホームページ作成システム	外部監査による指摘・意見に対しては、真摯な検討をすることはもちろんのこと、その検討内容については、事後にその事実・内容の確認や正確な引き継ぎができるように、書面などの形でとどめておくべきである。(意見)	平成２２年度に実施した県ホームページシステム管理・運用業務の入札では、１者しか応札がなかったことから、平成２３年度の包括外部監査において、十分な検証を行うこととの意見があった。 このため、「JoruriCMS」の周知普及に努めるとともに、平成２５年の入札時には、公告期間を長めに設定する等、入札に参加しやすい改善を図った。 その後、平成２７年度の包括外部監査において、「取組みは評価できるが、検討内容については、書面などの形でとどめておくべき」との意見を受けたことから、検討内容は必ず書面に残し、事実・内容の確認や正確な引き継ぎができるように、適切に保管することとした。 (秘書課)	措置済み
117-118	第２ 物品管理システム	外部監査人により指摘がなされた点については、速やかに対応しなければならない。 「講じた措置」記載の内容が実際にとられた対応と異	平成２３年度包括外部監査において、物品管理システムの保守の作業時間が精査されていないという指摘があり、平成２５年度以降は必要な作業時間の精査に努めて、業務委託内	措置済み

		なることは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。(指摘)	容の検討に活用するとしていた。 この物品管理システムは、管財課にホストコンピュータを、県庁各課に端末機器を設置しているもので、業務委託については、県庁内での保守作業のほか、受託業者が自社に持ち帰り行う必要がある不具合検査や動作確認等も含まれる。 平成２７年度の包括外部監査において、作業報告書が県庁内での保守作業時間の把握だけに留まっており、自社での保守作業時間等の精査ができていないとの指摘を受けた。 このため、平成２７年度包括外部監査期間中に対応することとし、平成２７年１０月１日付で保守作業完了報告書の様式を見直し、受注業者における県庁内及び自社での保守作業の内容や時間を確実に報告させ、精査を行ったところ、作業時間が当初の見込みより減少したことを確認したため、平成２８年３月２５日付で減額の変更契約を締結した。 平成２８年度以降の契約についても、保守作業見込時間数について、実績等を考慮して、契約を締結したところである。 また、保守作業完了報告時には保守作業の内容や実質時間数を精査し、必要に応じて変更契約を締結する。 (管財課)	
118-122	第３ 県税トータルシステム	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。 「講じた措置」には、誤解を与えるような記載は控えるべきである。 「講じた措置」に、予定未定の将来の時期における対応を記載する場合には、その課題を確実に引き継いでいくための具体的な方策を講じる必要がある。(意見)	平成２３年度に、一者随意契約の解消と契約金額の削減に努力すべきであるとの意見を受け、次期システム開発時にオープンなシステムの採用などを研究することとしていたが、安定性や開発費等の課題があることから情報収集に努めており、現在は平成３１年度のホストコンピュータの更新期限を目途に、検討を行っている。 (税務課)	検討中
122-124	第４ 電子申告審査システム	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。(意見)	平成２３年度に、今後、国主導型のシステム導入が進められることがあるならば、他の自治体と連携する等の手法により、契約金額の削減に取り組むべきであるとの意見を受けた。 これに対する「講じた措置」の記載について、既に導入されていた国主導型システムである電子申告審査システムにおいて、アプリケーションサービスプロバイダを利用し、契約金額の削減に努めているとの内容に留まっていたが、今回の意見を受け、平成２８年７月に「地方税における国主導型システム導入指針」を策定した。 今後はそれに沿って調達を行い、契約金額の削減に努める。 (税務課)	措置済み
124-125	第５ 自動車二税課税システム	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に	平成２３年度に、担当課において処理可能な業務がある場合は、担当課において作業することにより委託金額の削減を	措置済み

		理解し、「講じた措置」には、具体的な措置に至った調査内容や結果を含めて、その問題意識に対応した記載をすべきである。(意見)	図るべきであるとの意見を受け、これに対する「講じた措置」の記載については、平成24年度以降、処理可能な業務について調査を行うこととするに留まっており、その調査内容や結果について記載できていなかった。 改めて、調査内容及び結果を記すと、職員により処理可能な業務の有無を確認するため、仕様書及び月間作業報告書を精査したものの、プログラム言語やデータベースを熟知するなど専門的な知識が必要であること等から、担当課において処理可能な業務は見当たらなかった。 なお、委託金額については、印刷帳票を見直し、その枚数を減らすことにより、平成24年度から削減を図っている。 (税務課)	
125-128	第6 大気汚染監視 テレメータ・システム	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の内容をしっかりと把握して措置を検討すべきであり、職員の異動があった場合にもそれらを確実に引き継ぎ、上記意見やそれに対応する「講じた措置」の内容を踏まえた業務の実施を心掛けるべきである。(指摘)	外部監査人による意見等に基づき、他自治体との共同開発・共同利用について、全国調査を実施したところ、46自治体のうち、35自治体から、各自治体のシステム構成・運用方法などの状況が異なるにも関わらず、共同開発等では自由度が制限され、必要な機能が維持できないなどの課題があり、共同開発等は「困難」との回答があった。共同開発等が「可能」との回答を得た2自治体についても、検討を行う前提として前述の課題が解決されることが条件となっている。提起された課題の解決は容易ではないことから、共同開発・共同利用は困難である。 なお、検討結果は記録し、職員の異動があった場合にも確実に引き継ぎを行うこととする。 (保健製薬環境センター)	措置済み
128-131	第7 電子入札システム	外部監査人により意見等が出された場合には、その問題意識の本質を理解してそれに対応した措置を講じるべきである。 特に契約更新時は、従前の契約の問題点を改善するまたとなない機会であるから、その際にはより一層具体的な調査、検討をするべきである。(意見)	平成23年度包括外部監査において、電子入札システムの運用・保守契約を開発業者以外へ委託することができないのか、具体的に検証すべきであり、随意契約がやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきとの意見を受けた。 平成26年度の契約締結時には、本システムは本県の入札制度に合わせた独自のカスタマイズ(仕様変更)があることから、他社からの再調達には多額の開発費と時間を要すると判断し、ソフトウェア利用料の検証等によるコスト縮減を図ったうえで、開発業者と5年間の長期継続契約を締結した。 平成27年度の包括外部監査において、経済合理性を追求するためにいかにして価格競争を実現するか、平成26年度の契約時には具体的な調査、検討が必要であったとの意見を受けた。 このため、平成31年度の次期契約更新に向けて、平成28年度に現システムの仕様を検証し、次年度以降に他社のシステム仕様や料金を調査するなど、経済合理性が確保でき	検討中

			る方法について検討する。 (建設管理課)	
	第8 土砂災害警戒システム			
131-133	1 システムの有効性等の検討について	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の内容をしっかりと把握して措置を検討すべきであり、課内での情報共有に努めるとともに職員の異動があった場合にもそれらを確実に引き継ぎ、上記意見やそれに対応する「講じた措置」の内容を踏まえた業務の実施を心掛けるべきである。(意見)	平成23年度の包括外部監査において、本システムの費用対効果については特段の検証がなされていないので、可能な限り、費用対効果やシステムの有効性、更なる合理化の余地について検討が行われるべきであるとの意見があり、「土砂災害警戒情報」発表地域内において、土砂災害の捕捉率等を分析し、システムの有効性の検討に努めるが、費用対効果については、ソフト対策事業に対する分析手法が確立されていないため、国の動向を見ながら研究を進めるとしていた。 平成27年度の包括外部監査において、平成23年度の外務監査人の意見は費用対効果という文字を使用しているものの、技術の進化に応じた本システムのさらなる有効活用を提案していたものであり、当時、外部監査人からの意見を正確に理解したうえで措置を講じたものか疑問であるとの意見があった。 本システムは、土砂災害発生危険性を予測し、気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表することを目的としたシステムであり、システムの有効性の検討は、これまでも気象台と共同で行ってきたところであるが、包括外部監査人からは、気象台と協議の場を持っていないこと等から、共同で分析したとは言えないとの意見があった。 このため、平成27年度からは、気象台と土砂災害警戒情報の検証検討会(平成28年2月4日)を開催し、課内での情報共有を行った。 (砂防防災課)	措置済み
133-134	2 再委託契約について	措置を講じる際には、その措置内容が確実なものとなるよう、書面の細部まで確認をすべきである。(意見)	平成23年度の包括外部監査において、本システムに関する委託業務の一部について、別の業者への再委託がなされている。再委託については、再委託する業務の内容と全体に占める金額割合等から、やむを得ない面もあるが、今後の推移については注視する必要があるとの意見があり、業務の主たる部分の再委託は認めないこととし、書面により業務分担範囲を確認するとともに、業務割合と業務における責任の所在を確認するとしていた。 平成27年度の包括外部監査において、契約書を確認したところ、契約書には、業務全部の一括委託及び発注者が設計図書において指定した主たる部分の第三者への委任等を禁止する条項は明記しているものの、設計図書には、業務の主たる部分の指定がないとの意見があった。 このため、平成28年度の委託業務から、特記仕様書に再	措置済み

			委託可能な業務を明記することとした。 (砂防防災課)	
134-136	第 9 徳島県教育情報ネットワーク	外部監査による指摘・意見に対する措置としてなされた対応については、事後にその事実・内容の確認や、正確な引き継ぎができるように、書面などの形でとどめておくべきである。(意見)	外部監査による指摘・意見についての対応は、事後にその内容の確認や適正に引継ぎが行えるよう、書面の形で保存している。 (学校教育課)	措置済み
136-141	第 10 情報システム全体について	外部監査人により意見等が出された場合に、それと異なる意見がある場合には、「講じた措置」に相違点を明示した上で自らの意見をはっきり記載すべきである。(意見)	平成 23 年度の包括外部監査において、積極的にオープンソース化に取り組んでいくなど、一者随意契約、ベンダーロックインの状況を解消するための不断的努力をするべきとの指摘及び入札における競争の確保のため、競争入札を実施したにもかかわらず参加者・応札者が 1, 2 者に留まった際に ①プログラムの公開, ②旧システムの内容等を過度にひきずっていないか, ③情報の公開, ④契約単位の統合又は分割の適正さ, ⑤入札に適する準備が整った段階で入札を実行したか, 以上 5 項目について検証するよう意見が出されたところである。 これに対する「講じた措置」として、一者随意契約、ベンダーロックインの状況の解消にむけ、方向性を監査人と同じくし、オープンソースソフトウェアの積極的な採用を推進してきた。一方で、アプリケーションサービスプロバイダ、パッケージシステム等のメリット・デメリットを勘案しながらシステム調達の最適化を図ってきたところである。 また、競争の確保のため示された 5 項目については、調達管理委員会において事前に検討を行っているため、結果的に参加者・応札者が少数に留まったとしてもやむをえないと考えたことから、調達管理委員会において情報を集約し調達審査に活かしていくことにより、入札における実質的な競争の機会の確保に努めてきたところである。 平成 23 年度の包括外部監査に対する「講じた措置」に記載した内容のとおり、競争の機会の確保のため適切に事前審査をしてきたが、入札の事後において詳細な検証を行うことについては、行政コストの増大のため対応が困難である。 (情報戦略課)	措置済み

V 平成 24 年度「観光及びこれに関連する事業について」

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	第 1 徳島県物産観光交流プラザ運営事業			

142-143	1 事業、イベントのチェック報告体制について	外部監査人の意見を受けて一定程度の改善が見られたが、未だ外部監査人の具体的な問題意識を踏まえた改善がなされているとはいいいがたい。 外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解した上で対応すべきである。（意見）	平成24年度の包括外部監査において、委託業務完了実績報告書の内容が非常に簡素なものに留まっていることから、課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した、詳細な報告を事業完了報告書にも記載させるべきであるとの意見を頂いた。 平成24年度から委託業務完了報告書に各月の売上額、購入客数及び販売状況についての分析結果等を添付するよう改善を図った。 平成27年度の措置状況の検証において、一定程度の改善が見られたが、まだ不十分な内容に留まっているとの意見を頂いたことを受け、平成27年度から販売増減要因や企業展示のニーズなど、課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した、より詳細な内容を記載するよう、委託業務完了実績報告書の内容を見直した。 （観光政策課）	措置済み
143-145	2 ユーザーからの意見聴取、反映について	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。（意見）	平成24年度の包括外部監査において、委託先を介し、あるいは委託先から適切な情報提供を受けた上で、徳島県自らがユーザーの購買動向に関する情報やニーズを収集して、これを分析して広く活用する仕組みを導入するべきであるとの意見を頂いた。 そのため、委託先から収集した情報を「徳島県産品振興戦略」の中の市場調査に関するデータとして活用し、今後の県産品振興施策を推進するにあたって、具体的に活かすとともに、広く県民にも周知を図るため、平成25年度からホームページや書面で前年度の売上動向等を公開している。 平成27年度の措置状況の検証において、県が収集した情報や分析結果は出店業者に留まっており、徳島県下全域の物産販売にとって大きな効果が出るような情報の活用が十分なされていないという意見を頂いた。 そのため、平成28年度から県内の経済団体、高等教育機関、県観光協会、県物産協会、農業団体、漁業団体、小売業者等で構成する「とくしま物産振興戦略会議」において、県が収集した情報やそれに基づく分析結果を報告し、情報共有を図ることで、県はもとより、各業界における販売促進・販路拡大に繋がるよう努めている。 （観光政策課）	措置済み
145-147	3 委託先の選定について	外部監査人により意見等が出された場合には、その問題意識に即した対応が速やかになされなければならない。本事業についていえば、現状が運営の透明性や公平性の点で問題があるとの指摘を踏まえ、民間企業を委託先にすることも含め、現在の委託先、委託内容の見直しを速やかに検討すべきである。（指摘）	平成24年度の包括外部監査において、運営の公平性を確保しつつ、展示商品の販売及びPR活動を積極的に展開するという観点から、委託先の選定ないし委託先との契約内容等を見直し、さらなる改善について、検討を行うべきであるとの指摘を頂いた。 平成25年度以降、市町村や商工関係団体への出展者募集	措置済み

			依頼や年４回発行の「協会だより」での募集を行うなど、会員以外にも幅広く募集を行うとともに、「お試し展示販売コーナー」をはじめとした企画展で幅広い商品販売に関するアドバイスやユーザーからの声のフィードバック、販売方法に関するアドバイス等を行うなど、公平性の確保に努めている。 平成２７年度の措置状況の検証において、委託先の関連企業の商品を優先して取扱うという規定をしている展示商品選定基準が変更されておらず、公平性確保の点で問題が残ったままであるとの指摘を頂いた。 そのため、委託先に対し、さらなる公平性の確保を求めたところ、平成２８年４月２０日付けで展示商品選定基準の見直しが行われ、会員優先規定を削除することとなった。 今後は、公平性の確保、県産品の販路拡大の観点から、最もふさわしい団体を委託先として選定するとともに施設管理者及び運営管理者として、しっかり管理を行っていく。 （観光政策課）	
147-149	第２ 新鮮とくしまブランド戦略対策事業	外部監査人の意見を受けて一定程度の改善がなされたが、なお改善の余地がある。外部監査人の問題意識を踏まえて、さらに充実した報告書となるように対応すべきである。（意見）	産地構造改革計画の目標の達成に向けて、平成２７年度は事業実施の効果について報告を求め、解決すべき課題を検証することで次年度以降の計画づくりにつながった。 （もうかるブランド推進課）	措置済み
149-151	第３ 徳島阿波おどり空港国際線就航促進事業	本事業については成功とはいいがたい状況にある事実を直視し、事業を継続する以上は、現在の問題解決に向けた取り組みを進めることはもちろん、成果を上げるために何が必要であるかを具体的に検討し、実行すべきである。（意見）	国際線就航という成果を上げるため、県内の産・学・官と検討組織を立ち上げ、検討した結果、空港施設の逼迫を解消し国際便対応機能を強化するため、平成２８年度及び平成２９年度予算で、ボーディングブリッジの増設など徳島阿波おどり空港の機能強化に取り組んでいる。 また、平成２７年度には、県内事業者向けにWi-Fi整備等の経費の助成を行い受入環境整備を強化したほか、おどる宝島！パスポート外国語版や多言語観光アプリケーションを作成し誘客コンテンツの充実を図ったり、（台湾や香港等の市場別）Facebookを活用した情報発信に取り組んでおり、今後も引き続き、本県への訪日外国人観光客が多く、かつこれまでにチャーター便就航実績のある香港、台湾など東アジアを中心に誘客の取組みを推進する。 （国際企画課、次世代交通課）	措置済み
151-153	第４ 阿波おどり活性化支援事業			措置済み
	１ ユーザーからの意見聴取、反映について	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解して、それに対応した措置を講じるべきである。 本事業についての措置は不十分であり、再検討するべきである。（意見）	平成２４年度の包括外部監査において、徳島県として独自にユーザーのクレームやニーズを収集し、これを分析して活用する仕組み・体制を構築すべきとの意見を受けて、これまで散発的に主催者側に伝えていたユーザー等のニーズ等を書面等を用いて改善要望を行い、その後の措置報告を受け、課	

			題の共有及び事後のフォローを行うこととした。 平成２７年度の措置状況の検証において、措置状況は不十分であり、再検討すべきとされた。 徳島市の阿波おどりは、徳島市観光協会や徳島新聞社をはじめ、県（観光政策課他）、宿泊施設関係者、国土交通省、報道関係者、徳島県警察、阿波おどり関係団体、商工団体、商店街代表者等で構成される阿波おどり実行委員会が主催者となり開催されており、ユーザーからのクレームやニーズは、当実行委員会の関係団体がそれぞれの立場で情報収集し、当実行委員会の中で情報共有を図り、連携することで確実な対応や、次年度に向けた改善が初めて可能となるもので、こうした仕組み・体制が確立されている。 県においては、当実行委員会の一員として、徳島駅前の総合案内所や両国橋南おどり広場、県庁駐車場などを担当しており、現場で寄せられた声について、県として独自に収集・分析することによって、ユーザーからのクレームやニーズの把握、解決に取り組むこととしている。 （観光政策課）	
154-155	2 課題の把握、改善について	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解して、それに対応した措置を講じるべきである。 「講じた措置」には、誤解を与えるような記載は控えるべきである。（指摘）	平成２４年度の包括外部監査において、課題を積極的に発見する仕組みを設け、さらなる改善について検討を行うようにとの意見を受け、阿波おどり実行委員会で課題の情報共有を行う際に、書面により報告することにした。 平成２７年度の措置状況の検証において、県が課題を積極的に発見する仕組みを設けるべきとの指摘を受けた。 そこで、徳島市観光協会や徳島新聞社を中心に多くの関係者で構成されている徳島市の阿波おどり実行委員会において課題の情報共有を図り、連携することで、関係者による確実な対応や次年度に向けた改善に努めている。 例えば、平成２８年度は県から当実行委員会に対し、両国橋南おどり広場のおどり連の受付を当日受付制から事前申込制へと変更する要望を行った。 その結果、ユーザーへおどり連の出演時間をいち早く情報提供できるようになるとともに、おどり連も当日のスケジュールが事前に立てやすくなるなどの改善が図られた。 （観光政策課）	措置済み
156-157	第５ 春の阿波おどり支援事業	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解して、それに対応した措置を講じるべきである。（意見）	平成２４年度の包括外部監査において、事業内容について詳細な報告を受け、支出の合理性についても検討過程の記録化を検討するよう意見を受け、平成２５年度の事業実績報告書から詳細な内容のものを提出いただくとともに、検討過程の記録化を実施している。 平成２７年度の措置状況の検証において、実施主体からの報告書が以前より詳しくなったが、検討過程の記録化が実現	措置済み

			しているか否かが不明確との意見を受け、当該イベントの支出（各支出項目の金額）の適確性について記録を行うとともに、事業報告書の内容を踏まえて課題等を検討・記録するなど、検討過程の記録化を行っている。 （観光政策課）	
157-159	第6 スポーツ王国立国事業			
	1 委託先の選定について	外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るが、その場合には説得的な根拠を示すべきである。 この点、本事業については説得的な根拠があるとは思われないところ、再度その意見や意見に基づく措置について検討するべきである。（意見）	平成24年度の包括外部監査で業務内容の固定化を避ける努力をすべきであるとの意見を受け、プロポーザル方式の導入を含め、本事業を効果的に実施する手法について、施設関係者等関係機関の意見を踏まえて検討した結果、これまでの企業や大学のサークルに加え、新たに大学の体育会や社会人クラブの強豪チームも対象に加えたスポーツ合宿の誘致を行うことで、業務内容の固定化を避けることができたと考えている。 さらに、平成28年4月からは、スポーツ合宿の誘致対象者に対して、スポーツ施設と宿泊施設の情報提供だけでなく、観光を組み合わせたプランの提供によるスポーツ合宿の誘致を行うことで、業務内容の固定化を避けた。 （にぎわいづくり課）	措置済み
159-161	2 インセンティブについて	外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るが、その場合には説得的な根拠を示すべきである。 この点、本事業については説得的な根拠があるとは思われないところ、再度その意見や意見に基づく措置について検討するべきである。（意見）	平成24年度の包括外部監査で受託業者にモチベーションを与えるため誘致成功件数に応じて委託金額が変動する部分を設けた契約内容とすることを検討すべきであるとの意見を受け、インセンティブの導入を含め、本事業を効果的に実施する手法について、施設関係者等関係機関の意見を踏まえて検討した結果、新たに大学の体育会や社会人クラブの強豪チームも対象に加えたスポーツ合宿を誘致することにより、モチベーションが向上したと考えている。 さらに、平成28年4月からは、スポーツ合宿の誘致対象者に対して、スポーツ施設と宿泊施設の情報提供だけでなく、観光を組み合わせたプランの提供によるスポーツ合宿の誘致を行うことで、モチベーションの向上に努めた。 （にぎわいづくり課）	措置済み
161-163	第7 徳島県立産業観光交流センター	外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。 実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が異なることは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。（指摘）	募集期間、情報提供等を再度検討し応募者を増やす必要があるという監査人の意見に対して、引き続き募集期間を十分確保するとともに、より多くの広報媒体を活用し情報提供を行ってきたところであり、平成24年度当時の監査人の意見を尊重してきたところである。 なお、平成27年度の募集時には日程が整わず、平成22年度の募集時に比べて募集期間が若干短縮されたが、平成32年度の募集においては、早期に選定委員会の日程調整を	措置済み

			行うとともに開催時間について工夫するなど、募集期間を十分確保することとしたい。 (にぎわいづくり課)	
	第8 徳島県立あすたむらんど			
163-165	1 観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。（意見）	当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためであり、観光戦略による施設の役割はイベント展開などによる集客力を高めることと考えている。 なお、指定管理者からの事業報告書に、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割の記載がないとの今回の意見を受け、平成28年度から事業完了報告書において記載項目を設けることとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
165-166	2 観光戦略における位置付けについて（県の役割）	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。（意見）	当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためである。 なお、平成24年度の包括外部監査の意見を受け、県外からの観光誘客の増加を図るため、平成26年度から京都府の旅行代理店や小・中学校に誘致活動を実施するとともに、平成28年度からは奈良県や滋賀県を中心とした近畿圏からの誘致活動を行っている。 また、他の観光施設と連携した事業については、平成28年3月から「渦の道」「大鳴門架橋記念館エディ」の3施設と連携したイベント（スタンプラリー）を実施した結果、応募総数は253枚（うちあすたむらんど123枚）であり、相乗効果による観光誘客の増加を図った。 このような取り組み等により、来場者数は対前年度比で平成26年度0.3%、平成27年度15.2%の増となった。 引き続き、県と指定管理者が施設運営に関して定期的な情報交換を行い、魅力ある施設とするよう努めており、以上のような他の観光施設、イベント等との相乗効果、あるいは広	措置済み

166-168			報の取り組み等により、来場者の満足度向上やさらなるにぎわい創出のための運営を行っているところである。 今後とも指定管理者と連携して宿泊者数、入込客数など戦略目標の達成に向けて運営に努めて参りたい。 (にぎわいづくり課)	
	3 委託先の選定について	外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。 実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が異なることは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。(指摘)	募集期間、情報提供等を再度検討し応募者を増やす必要があるという監査人の意見に対して、引き続き募集期間を十分確保するとともに、より多くの広報媒体を活用し情報提供を行ってきたところであり、平成24年度当時の監査人の意見を尊重してきたところである。 なお、平成27年度の募集時には日程が整わず、平成22年度の募集時に比べて募集期間が若干短縮されたが、平成32年度の募集においては、早期に選定委員会の日程調整を行うとともに開催時間について工夫するなど、募集期間を十分確保することとしたい。 (にぎわいづくり課)	措置済み
第9 徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館				
168-170	1 観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。(意見)	当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためであり、観光戦略による施設の役割はイベント展開などによる集客力を高めることと考えている。 なお、指定管理者からの事業報告書に、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割の記載がないとの今回の意見を受け、平成28年度から事業完了報告書において記載項目を設けることとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
170-171	2 観光戦略における位置付けについて（県の役割）	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。(意見)	当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためである。 なお、平成24年度の包括外部監査の意見を受け、渦の道	措置済み

			エントランスを県内の市町村等の観光PRの場として提供したこと、鳴門公園コンシェルジュによる鳴門公園及び県内観光案内及び、県や地元関係者と連携した観光キャラバンの強化による情報発信の充実を図った。 また、地元関係団体や近隣宿泊施設の協力を得て、平成26年度からは季節限定夜間営業（渦の道ロマンチックロード）や、平成27年度には早朝が渦の見頃となる日に早朝営業（朝活in渦の道）の実施による新たな魅力の創出や平成27年度には県や地元関係団体と連携し、「大鳴門橋30周年及び渦の道15周年」の記念イベントを実施するなど集客力の向上を図るイベントを展開した結果、来場者数は対前年度比で平成26年度3.1%、平成27年度0.1%の増となり、観光誘客の増加を図った。 引き続き、県と指定管理者が施設運営に関して定期的に情報交換を行い、魅力ある施設とするよう努めており、以上のような地域全体、あるいは季節ごとの取り組み等により、来場者の満足度向上やさらなるにぎわい創出のための運営を行っているところである。 今後とも指定管理者と連携して宿泊者数、入込客数など戦略目標の達成に向けて運営に努めて参りたい。 （にぎわいづくり課）	
171-174	3 委託先の選定について	外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。 実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が整合しないことは許されない。（意見）	募集期間、情報提供等を再度検討し応募者を増やす必要があるという監査人の意見に対して、引き続き募集期間を十分確保するとともに、より多くの広報媒体を活用し情報提供を行ってきたところであり、平成24年度当時の監査人の意見を尊重してきたところである。 なお、平成23年度と平成26年度の募集期間は同程度となっていたが、平成29年度の募集においては、早期に選定委員会の日程調整を行うとともに開催時間について工夫するなど、募集期間を十分確保することとした。 （にぎわいづくり課）	措置済み
174-175	第10 徳島県鳴門ウチノ海総合公園	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。 「講じた措置」に新たな措置を講じるかのような記載をしているにもかかわらず、実際にはかかる措置を講じていないという対応は、県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。（意見）	指定管理者の選定において、募集期間、情報提供を再度検討する必要があるとの意見を受けて検討した結果として、募集期間を「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」に延長している。 また、募集に関する情報提供の手法については、問題意識を持って検討した結果として、新聞や県ホームページなどを利用して募集内容の周知に努めることとしている。 （都市計画課）	措置済み
176-178	第11 統括的な機能の強化について	現状においても戦略目標達成へのコントロールは十分ではない。外部監査人の問題意識を踏まえた措置を検討し、対応すべきである。（意見）	平成24年度の包括外部監査において、具体的な数値目標を明確化し、目標に到達しなかった場合には、原因を追究し、改善する過程を繰り返すべきとの意見を受け、「観光振興基	措置済み

		本計画（第２期）」の戦略目標の達成状況を踏まえ、PDCAサイクルにより必要な見直しを行い目標達成を目指すこととしたが、平成２７年度の措置状況の検証において、戦略目標達成へのコントロールが十分でないとの意見を受けた。 戦略目標を達成するため、計画に基づき推し進める観光施策が、観光客の満足度や他者への推奨意向にどのように影響を与えたか、また、滞在時間の向上に繋がったかなど、市場や環境の変化をいち早く把握するための指標を設定する必要がある。 このため、平成２７年度は、ビッグデータ（SNS・GPS等）を活用した観光客の動態や滞在状況、発言ワード等の調査を実施し、平成２８年度は、観光スポットや宿泊施設等での来訪者の観光動向調査、本県旅行の潜在的な市場における本県観光スポット・イベント等の認識や旅行実態を把握するインターネット調査及びグループインタビュー、更には旅行会社調査を行い、本県の観光実態を把握し、戦略目標の達成に繋げていく。 （観光政策課、国際企画課）
--	--	---